

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年4月30日

(宛先) 松山市長 野志克仁 様

提出者

住所 松山市朝生田町一丁目3番10号

氏名 社会医療法人 仁友会 南松山病院

理事長 田中 敬二

電話番号 089-941-8255

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	南松山病院
事業場の所在地	松山市朝生田町一丁目3番10号
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	83 医療業(病院)	
②事業の規模	【病床数】	一般162床 療養80床
③従業員数	380名	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>発生元 : 「外来」「病棟」「手術室」「検査」「その他」</p> <p>感染性医療廃棄物 : 「廃棄物重度な物」「重度以外の物」</p> <p>廃棄物容器 : 「プラスチック容器」「業者指定ダンボール箱」</p> <p>保管 : 「感染物保管場所」</p> <p>委託業者が処理 : 「収集・運搬業者」「中間処理業者、償却」「最終処分業者、埋立て」</p>	

(日本産業規格 A列4番)

## (第2面)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別紙」で報告します。

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
	排出量	122.798 t
(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染、非感染性の区分を明確化、感染性医療廃棄物と可燃物の混入防止に努めた。</li> <li>・令和5年度もコロナ感染症の収束気配がなく、ディスポーザブルの使用抑制は前年同様解かれないままの状態を堅持した為、感染性廃棄物削減にブレーキが掛った。</li> <li>・コロナ感染症による消毒剤の安易な使過ぎ防止に努めた。</li> <li>・使用不能品の削減、無駄の排除には日頃から心掛けたがコロナ感染症の継続的な影響により、排出量の削減に至らなかった。</li> </ul>		
②計画		
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲の環境変化を願いながら、今迄の取組方針を踏襲して行く。</li> <li>・コロナ感染症も徐々に収束気配が見えて来たため、職員夫々が産廃抑制の意義をよく認識し、削減に向けて注力して行きます。</li> </ul>		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンボール等は、二重ナイロン敷きで液漏れの防止に努めている。</li> <li>・注射針等、鋭利な物は堅牢プラスチック容器を使用し針刺し事故を防止した。</li> </ul>
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取り) <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の成功事例に基づき、出来ることから1つずつ確実で着実に実行して行く。</li> </ul>

## (第3面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】				
1 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物				
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t		t		
	(これまでに実施した取組)					
常に再利用可能な納入品の見直しを考えているが、感染防止対策の観点から、該当商品に至らなかった。						
②計画	【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物				
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		t		
(今後実施する予定の取組)						
常時、再生商品を探しながら採用品の決定を行う。						

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】					
1 現状	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物					
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t		t			
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t		t			
(これまでに実施した取組)							
感染性医療廃棄物の性質上、自らが行う中間処理は困難であった。							
②計画	【目標】						
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物					
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		t			
(今後実施する予定の取組)							
感染性医療廃棄物の性質上、自らが行う中間処理は困難である。							

## (第4面)

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
特記事項なし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性医療廃棄物	
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
特記事項なし			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

1 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	
	全処理委託量	122.798 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
委託業者に全権アウトソーシングしており、委託業者による感染性廃棄物の施錠保管が厳正に実施され、適正に処分されていることを確認した。			

		【目標】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物
	②計画	全処理委託量	100 t t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t t
		再生利用業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t t
		(今後実施する予定の取組)	
		引き続き、委託業者による感染性産業廃棄物の施錠、保管、 処分が日々規定通り厳粛に行われている事の確認を実施していく。	
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（R5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		122.798 t
(今後実施する予定の取組等)			
平成31年3月26日から、JWネットに加入運用済みです。			
※事務処理欄			

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。